

# 平成26年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：国保医療課  
 担当名：福祉医療・後期高齢者医療担当  
 内線：3358 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B10	後期高齢者医療財政安定化基金事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	後期高齢者医療財政安定化基金事業費	
事業期間	平成20年度～	根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律第116条 埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例			戦略項目	03 医療の安心		
						分野施策	010302 地域医療体制の充実		
<p>1 事業の概要                  埼玉県後期高齢者医療広域連合が実施する後期高齢者医療の財政の安定化に資するため埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金を設ける。</p> <p>基金の運用益が引き下げられたことによる減                  後期高齢者医療財政安定化基金事業費 3,603千円</p>				<p>5 事業説明                  (1) 事業内容                  ア 交付事業 ... 実績の保険料収納額が予定した保険料収納額よりも不足し、かつ、給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に、の1/2相当額(の額がの額を超える場合は、の額の1/2に相当する額)を交付。特例として、当面の間、保険料の増額抑制のためにも交付可能。                  イ 貸付事業 ... 保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について無利子で貸付。</p> <p>(2) 事業計画                  毎年度、国・県・広域連合で1/3ずつ負担し、元本の積立を行う。また、基金の運用益についても毎年度積立を行う。現在のところ交付・貸付の予定は無く、実績もない。</p> <p>(3) 事業効果                  後期高齢者医療制度が安定的に運営される。</p> <p>(4) 前年度との変更点                  拠出率の変更 0.09% 0.044%</p> <p>(5) 補正予算の概要                  基金の運用益が引き下げられたことによる減 3,603千円</p>					
<p>2 事業主体及び負担区分                  事業主体：県(国1/3、県1/3、広域連合1/3)</p>									
<p>3 地方財政措置の状況                  なし</p>									
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員                  9,500千円×0.3人=2,850千円</p>									
予算額		財源内訳						一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金	分担金 及び負担金	財産収入					
決定額	3,603			3,603				737,741	
現計額	741,344	230,750	230,750	49,094			230,750		